

# サービスを利用するまでの流れ

# 日中活動の種類

- 就労移行支援
- 就労継続支援 B 型
- 就労継続支援 A 型
- 地域活動支援センター
- 生活介護
- 自立訓練

①

区保健福祉課で利用  
したいサービスの申請

②

障がい支援区分認定調査

③

障害支援区分認定  
(区分1〜6・非該当に部類される)

④

サービス利用計画案の作成

⑤

支給決定

## ④ サービス等利用計画案の作成

- 自分でサービス等利用計画案を作成する  
(セルフプラン)
- 指定計画相談支援事業所にサービス等利用計画案の  
作成を依頼する(計画相談)

# ⑤支給決定 (サービスの開始！！)

申請から支給決定まで約2～3ヶ月  
かかります！

\* **18**歳・・・障がい児→障がい者へと変わる

そのため、障がい者の福祉サービスを受けたい方は  
障害支援区分認定調査を受ける必要があります。

[介護の支援を受ける（介護等給付）の場合に必要]

